

# 特定非営利活動法人みやはら福祉会

## 定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 みやはら福祉会という。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市北区宮原町3丁目481番地2に置く。

2 この法人は、前項のほか、次の事務所を従たる事務所として置く。

- (1) 埼玉県さいたま市北区宮原町三丁目481番地2赤間ビル2階
- (2) 埼玉県さいたま市北区宮原町三丁目482番地
- (3) 埼玉県さいたま市北区日進町二丁目1811番地7
- (4) 埼玉県さいたま市北区宮原町三丁目473番地第2赤間ビル3階

### 第2章 目的および事業

#### (目的)

第3条 この法人は、「障害があっても自分らしく暮らせる地域福祉の確立、安心した地域生活が送れるようにと幅広く地域社会作り」を实践する為に、自立と就労活動を通じて障害者が自ら楽しみや喜びを見出し、障害者が市民のひとりとして、尊厳を保ちつつ地域の中で自立した生活を送り、社会参加でき、その個性的な能力が地域の中で生かされるよう支援する。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 障害福祉サービス事業
  - ② 障害者の社会参加促進事業

- ③ 障害者の雇用創出事業
- ④ 障害者の雇用サポート事業
- ⑤ 障害者への理解と共感を広げる事業（ボランティア体験学習など）

### 第3章 会員

#### （会員の種類）

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

#### （入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### （入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### （会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申出があったとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

#### （退会）

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

#### （除名）

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき

(拋出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拋出金品は、これを返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上12人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人の代表をしない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは、定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

- 4 第1項の規定にかかわらず後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- 2 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 3 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員の報酬)

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 会員の除名
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

#### （総会の開催）

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第14条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき

#### （総会の招集）

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### （総会の議長）

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

#### （総会の定足数）

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### （総会の議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(総会における表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第3号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 総会に出席した正会員の数（書面等表決者及び表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。）
  - (4) 議長の選任に関する事項
  - (5) 審議事項
  - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。
  - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面若しくは電子メールにより同意の意思表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### (理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

#### (理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

#### (理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### (理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

#### (理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (理事会における書面表決)

第37条 各理事の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条、第36条第2項及び第38条第1項第3号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

#### (理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 理事の現在数
  - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること。）
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計等

### （資産の構成）

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

### （資産の区分）

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

### （資産の管理）

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### （会計の原則）

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

### （会計の区分）

第43条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業に関する会計

### （事業年度）

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### （事業計画及び予算）

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の

議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算の成立日までは、理事長は理事会の議決を経て、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
- 4 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

- 第46条** この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すこととする。

### 第8章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

- 第47条** この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

#### (解散)

- 第48条** この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 社員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
  - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
  - 4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

#### (合併)

- 第49条** この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 雑則

### (公告の方法)

第50条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、法人のホームページに掲載して行う。

なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

### (施行細則)

第51条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

|      |        |
|------|--------|
| 理事長  | 稲荷場 雅博 |
| 副理事長 | 宇城 孝浩  |
| 〃    | 赤間 正勝  |
| 理事   | 松井田 絹代 |
| 〃    | 寺尾 律子  |
| 〃    | 松谷 有里子 |
| 〃    | 山中 ナオミ |
| 監事   | 穂積 昌子  |
| 〃    | 中岡 智子  |
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成27年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成26年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

入会金 1, 0 0 0 円

年会費 5, 0 0 0 円

(2) 賛助会員

入会金 1, 0 0 0 円

年会費 1 口 1, 0 0 0 円